

## 2. マイナ保険証と資格確認書等の運用について

- ・ 1 頁 第210回社会保障審議会医療保険部会資料
- ・ 2～3 頁 三重県後期高齢者医療広域連合作成資料

# 後期高齢者医療制度における令和8年8月以降の資格確認書の職権交付について

## ○ 後期高齢者の資格確認書の職権交付

- 後期高齢者は、新たな機器の取扱いに不慣れである等の理由から、令和8年7月末までの間、マイナ保険証の保有状況に関わらず、**全員一律に資格確認書を職権交付する運用**を行っている。

## ○ 後期高齢者のマイナ保険証を巡る状況等

- 後期高齢者医療では、外来受診者（約95%）のうち約8割の方が2か月に1回は受診している。
- 85歳以上の被保険者については、マイナ保険証利用率が相対的に低い状況。

※令和7年10月時点のマイナ保険証利用率（オンライン資格確認件数ベース利用率）

70～74歳：48%、75～79歳：37%、80～84歳：33%、85歳以上：24%

- 高齢者は認知症の進行など、状態像が変わりやすい。

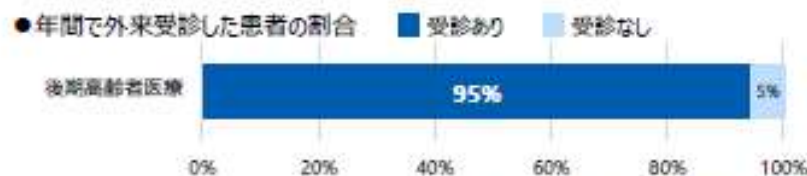
⇒ 円滑なマイナ保険証への移行に向け、**利用実績を踏まえるなどきめ細かい配慮が必要**

## ○ 令和8年8月以降の対応方針

- 以下のとおり、**年齢及びマイナ保険証の過去の利用実績を踏まえ、全員一律の資格確認書の職権交付を見直す。**

	84歳以下	85歳以上
マイナ保険証を直近1年間において6回以上利用し、かつ直近3か月における利用実績あり ※把握可能な期間での実績	マイナ保険証 (申請により資格確認書の交付も可能)	職権交付
上記以外	職権交付	職権交付

※利用実績を踏まえた対応が基本であるが、マイナ保険証利用促進の観点から、74歳以下の年齢層と同様の取り扱いとすることも可能とする。



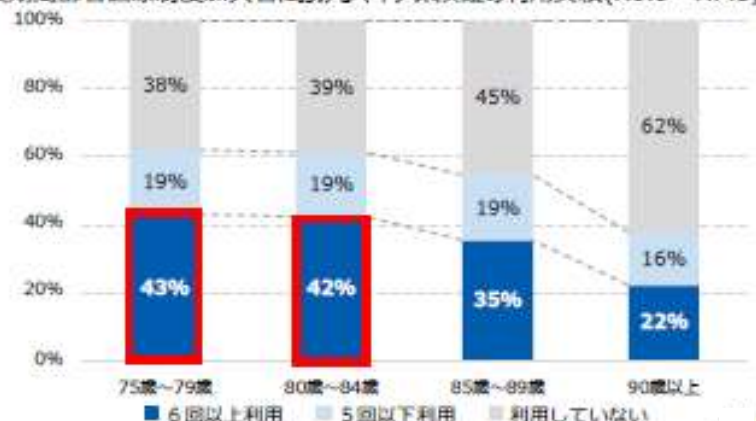
(出典) 医療給付実態調査 (令和5年度)

## ● 年間で外来受診した患者の受診月数割合



(出典) 医療給付実態調査 (令和5年度)

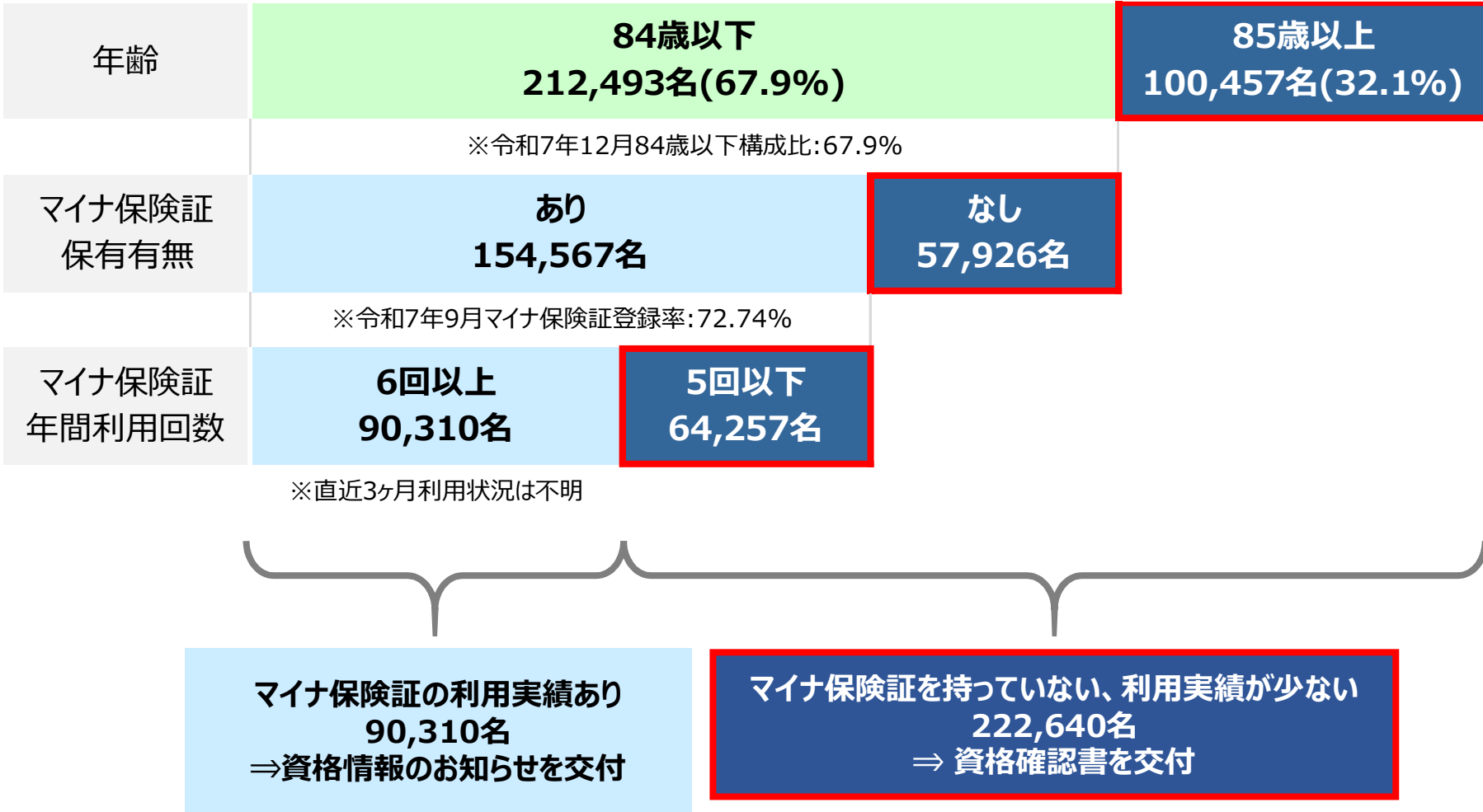
## ● 後期高齢者医療制度加入者におけるマイナ保険証の利用実績(R6.9～R7.8)



(注) オンライン資格確認等システムから利用実績を集計

# 後期高齢者医療制度における令和8年8月以降の資格確認書の職権交付について

## ○ 令和8年度における被保険者の構成(推計)



# 後期高齢者医療制度における令和8年8月以降の資格確認書の職権交付について

## ○令和8年8月以降に交付する書類

85歳以上及び84歳以下のマイナ保険証を持っていない、  
利用実績が少ない被保険者(およそ222,640名)

84歳以下のマイナ保険証の利用実績が  
多い被保険者(およそ90,310名)



### 【資格確認書】

(現行：ピンク色)

後期高齢者医療資格確認書		ピンク色
被保険者番号		
被保険者	住所	
	氏名	性別
	生年月日	
資格取得年月日		
負担割合		
発効期日		
限度区分		
発効期日		
長期入院該当日		
特定疾病区分		
発効期日		
保険者番号並びに保険者の名称及び印		

(令和8年8月以降：若草色)

後期高齢者医療資格確認書		若草色
有効期限 年 月 日		
交付年月日 年 月 日		
被保険者番号		
被保険者	住所	
	氏名	性別
	生年月日	
資格取得年月日		
負担割合		
発効期日		
限度区分		
発効期日		
長期入院該当日		
特定疾病区分		
発効期日		
保険者番号並びに保険者の名称及び印		



### 【資格情報のお知らせ】 (A4サイズ)

後期高齢者医療資格情報のお知らせ

保険者名 三重県後期高齢者医療広域連合  
保険者番号 39240000

あなたの加入する後期高齢者医療制度の資格情報を下記のとおりお知らせします。  
なお、このお知らせのみで受診はできません。

被保険者番号	
氏名	
負担割合	
有効期限	
発効期日	
交付年月日	

スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

—マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちらから—

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォン上の資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。  
(スマートフォンをお持ちでない場合は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。)

後期高齢者医療資格情報のお知らせ

保険者名 三重県後期高齢者医療広域連合  
保険者番号 39240000

被保険者番号  
氏名  
負担割合  
有効期限

受診の際にはマイナ保険証が必ず必要です。

資格情報のお知らせのみでは受診できません。  
受診の際にはマイナ保険証の提示が必要です。